九　関西電力株式会社　美浜発電所

| | |
|---|---|
| 所在地 | 福井県三方郡美浜町丹生第六十六号五番地の三 |
| 区域 | 福井県三方郡美浜町丹生（次の図面に示す部分に限る。） |
| 対象施設周辺地域 | 次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十二に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域<br>一　北緯三十五度四十二分四十三秒、東経百三十五度五十七分二十七秒の点<br>二　北緯三十五度四十二分三十五秒、東経百三十五度五十七分二十秒の点<br>三　北緯三十五度四十二分二十八秒、東経百三十五度五十七分二十四秒の点<br>四　北緯三十五度四十二分二十五秒、東経百三十五度五十七分二十二秒の点<br>五　北緯三十五度四十二分十九秒、東経百三十五度五十七分十二秒の点<br>六　北緯三十五度四十二分十一秒、東経百三十五度五十七分十秒の点<br>七　北緯三十五度四十二分三秒、東経百三十五度五十七分十四秒の点<br>八　北緯三十五度四十一分五十秒、東経百三十五度五十七分四十二秒の点<br>九　北緯三十五度四十一分五十五秒、東経百三十五度五十八分一秒の点<br>十　北緯三十五度四十二分十三秒、東経百三十五度五十八分十七秒の点<br>十一　北緯三十五度四十二分三十八秒、東経百三十五度五十七分五十三秒の点<br>十二　北緯三十五度四十二分四十秒、東経百三十五度五十七分四十五秒の点 |
| 備考 | 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び福井県警察本部に備え置いて縦覧に供する。 |

十　関西電力株式会社　高浜発電所

| | |
|---|---|
| 所在地 | 福井県大飯郡高浜町田ノ浦第一号 |
| 区域 | 福井県大飯郡高浜町音海、神野及び田ノ浦（いずれも次の図面に示す部分に限る。） |
| 対象施設周辺地域 | 次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十五に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域<br>一　北緯三十五度三十一分五十九秒、東経百三十五度三十分九秒の点<br>二　北緯三十五度三十一分四十三秒、東経百三十五度二十九分五十八秒の点<br>三　北緯三十五度三十一分三十二秒、東経百三十五度二十九分三十八秒の点<br>四　北緯三十五度三十一分二十五秒、東経百三十五度二十九分二十九秒の点<br>五　北緯三十五度三十一分二十一秒、東経百三十五度二十九分三十一秒の点<br>六　北緯三十五度三十分五十六秒、東経百三十五度二十九分四十四秒の点<br>七　北緯三十五度三十分四十三秒、東経百三十五度三十分六秒の点<br>八　北緯三十五度三十分四十三秒、東経百三十五度三十分十七秒の点<br>九　北緯三十五度三十分四十六秒、東経百三十五度三十分四十二秒の点<br>十　北緯三十五度三十分五十八秒、東経百三十五度三十一分一秒の点<br>十一　北緯三十五度三十一分十七秒、東経百三十五度三十一分二秒の点<br>十二　北緯三十五度三十一分三十六秒、東経百三十五度三十一分十四秒の点<br>十三　北緯三十五度三十一分五十五秒、東経百三十五度三十一分六秒の点<br>十四　北緯三十五度三十二分一秒、東経百三十五度三十分五十四秒の点<br>十五　北緯三十五度三十二分三秒、東経百三十五度三十分十八秒の点 |
| 備考 | 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び福井県警察本部に備え置いて縦覧に供する。 |

十一　関西電力株式会社　大飯発電所

| | |
|---|---|
| 所在地 | 福井県大飯郡おおい町大島一字吉見一番地一 |
| 区域 | 福井県大飯郡おおい町大島（次の図面に示す部分に限る。） |
| 対象施設周辺地域 | 次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十五に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域<br>一　北緯三十五度三十二分五十六秒、東経百三十五度三十九分四十六秒の点<br>二　北緯三十五度三十二分五十六秒、東経百三十五度三十九分三十三秒の点<br>三　北緯三十五度三十二分五十一秒、東経百三十五度三十九分二十五秒の点<br>四　北緯三十五度三十二分五十五秒、東経百三十五度三十九分十三秒の点<br>五　北緯三十五度三十二分四十秒、東経百三十五度三十八分三十二秒の点<br>六　北緯三十五度三十二分二十七秒、東経百三十五度三十八分二十秒の点<br>七　北緯三十五度三十二分二十三秒、東経百三十五度三十八分一秒の点<br>八　北緯三十五度三十二分九秒、東経百三十五度三十七分四十七秒の点<br>九　北緯三十五度三十二分〇秒、東経百三十五度三十七分五十秒の点<br>十　北緯三十五度三十二分一秒、東経百三十五度三十八分二十七秒の点<br>十一　北緯三十五度三十一分五十七秒、東経百三十五度三十九分六秒の点<br>十二　北緯三十五度三十二分六秒、東経百三十五度三十九分二十八秒の点 |
| 備考 | 「次の図面」は省略し、その図面を警察庁及び福井県警察本部に備え置いて縦覧に供する。 |